

## 第15回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成28年11月30日（水）10：00～11：47
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，遠藤委員，小松崎委員，酒井委員，高橋委員，高柳委員，中村委員，成田委員，平野委員，穂積委員，鷺崎委員
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

### 【マイナンバーの紐付け方法及び連携する戸籍情報の調製について】

#### ○ マイナンバーの紐付け方法について

- ・ 保有している情報について，住所と氏名等をキーにしてマイナンバーを紐付けるが，例えば保有している住所情報の葛飾区の「葛」の文字が違っているような場合，本来，一致すべき者が紐付かないというケースが往々にして起こる。
- ・ 戸籍の附票を基にマイナンバーと紐付けるというのは，平成12年の在外選挙人の制度の際にも似たようなことを行っているので，良い考えだと思うが，まずは，住所表記の部分を正確にするための整備をする必要があるのではないかな。
- ・ マイナンバーの紐付けを本籍地の市区町村で行う場合，マイナンバーの変更があったようなときに，情報が分散していることにより不整合が発生するといった心配な面も出てくる。
- ・ 市区町村の負担を考えると，中途半端なシステムの拡張等を何度も行うことは好ましくないため，最終的なシステム形態への移行のしやすさなど現実的なところは考慮した方がよい。
- ・ 民間の場合，移行期においては，移行のための環境整備と，その間に新たに発生する作業・業務については，手間をかけてでも正確な情報が登録されるように取り組んでいる。今回の場合もそのような考え方がとても大切なのではないかな。

#### ○ 連携する戸籍情報の調整について

- ・ 親子関係等の親族関係について，情報連携のために個別にコードを付けることが考えられるが，一つ一つ全て付けると当然，膨大な数になるので，どういう形でコードを振るのかについては，さらに検討する必要がある。
- ・ マイナンバーによる情報連携で，世帯家計を調べる場合，住民票の世帯情報は非常にシンプルなので，情報連携を何回か行えば世帯状況は大体分かるが，戸籍については，編製の方法が非常に複雑であるため，情報連携を何回か行って取得した断片的な情報から戸籍謄本の全体像をイメージして理解するには，ハードルが高いと思う。

以上